

働き方改革関連法対応**無料個別相談会**のお知らせ

事前予約制 秘密厳守

就業規則
等の変更
はお済み
ですか

施行から
4か月が
経過して
います

①年次有給休暇の確実な取得が必要です！

(全企業の施行:2019年4月1日～)

罰則規定あり

使用者は、10日以上^の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

②時間外労働の上限規制が導入されます！

(全企業の施行:2020年4月1日～)

罰則規定あり

時間外労働の上限について**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**(休日労働含む)、
複数月平均**80時間**(休日労働含む)が上限となります。

③正社員と非正規社員の間**の不合理的な待遇差が禁止**されます！

(全企業の施行:2021年4月1日～)

同一企業内において、正社員と非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理的な待遇差が禁止されます。

相談日時、会場

- A : 8月26日(月) 10:00～16:30 諏訪商工会議所
 B : 8月27日(火) 10:00～16:30 岡谷商工会議所
 C : 8月28日(水) 10:00～16:30 茅野商工会議所
 D : 8月29日(木) 10:00～16:30 下諏訪商工会議所

時間帯

ご相談時間は1社90分とさせていただきます。

E : 10:00～11:30 F : 13:00～14:30 G : 15:00～16:30

相談員:長野県社会保険労務士会諏訪支部 所属社会保険労務士

お申し込み記入

(ご希望の日時に○印を付けてください。なお、ご希望に添えない場合もありますのでご承知おきください)

貴社名		参加者氏名	
TEL		ご希望日	A B C D
時間帯(第一希望)	E F G	時間帯(第二希望)	E F G

就業規則、有給休暇規定が必要になります。

お申し込み締切 8月19日

ご相談をご希望の方は、上記にご記入の上、下記へFAXでお申し込みください。
 日程が確定しましたらご連絡をします。(8月20日頃)

お申込み FAX 0266-22-9056 岡谷商工会議所 宛

【諏訪エリア商工会議所(岡谷商工会議所:拠点、下諏訪商工会議所、諏訪商工会議所、茅野商工会議所)
 お問い合わせ TEL 0266-23-2345 岡谷商工会議所 広域専門指導員(竹中)】